

(長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書 提言事項)

愛知県の率先的行動

工業水道・上水道企業会計適正化

水道計画課
土地水資源課

愛知県の率行的行動

「工業水道・上水道企業会計適正化」について

1 主 旨

「工業水道・上水道企業会計適正化」については、「水道水の安定供給システムに関する検証とその結果を踏まえた愛知県の水需給バランス及び湧水リスクの見直し」(以下、「水需給バランスの見直し」という。)の検討結果を踏まえて対応していくことになる。

「水需給バランスの見直し」とは、国が策定(閣議決定)した「木曾川F Pの見直し」に影響を与えるものであり、国や岐阜県、三重県と密接に連携していくことが大切となる。

2 企業会計

現在、水道事業会計、工業用水道事業会計については、水道及び工業用水道の事業実施にあたって、法令に則り経理を行い、毎年度、議会の承認を得ている。

3 関連事項

平成24年8月3日開催の第2回検討委員会において、伊藤委員から6項目(工業用水・上水道企業会計適正化)に代わる9項目(節水型水利用システムと公営企業経営の両立に関する検討)の検討項目が示され、供給量を確保するのではなく供給量に合わせて需要を抑える考えが示されている。